

～ 求職者支援訓練の選定方法 ～

(令和7年4月1日以降に申請する訓練科から適用)

求職者支援訓練として認定する訓練科は、民間教育訓練機関（以下「機関」という。）からの申請に基づき、当機構において、**厚生労働省が定める認定基準（※）に適合するものの中から**次の手順によって選定します。

※ 申請する職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、申請する職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行ったことがあること 等

第1 就職実績の有無の判別

訓練科（機関）の選定は、「実績枠」と「新規参入枠」に分けて行います。

申請する都道府県（通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国）において、申請する訓練科と同一分野の**求職者支援訓練**を実施したことがあり、その就職率（2ページの2）について申請する都道府県支部（以下「機構支部」という。）から「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式 A-10）」により通知があり、適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの間（2ページの1）に該当する訓練科がある。

YES

**実績枠
(第2に進む)**

NO

**新規参入枠(注)
(第3に進む)**

(注) 下表の「新規」又は「新規扱い」に該当する場合には、新規参入枠での申請となります。

新規	1 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、全国どこでも実施（開講）したことがない場合
新規扱い	1 申請する求職者支援訓練（本申請により、通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合を除く）と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施（開講）したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施（開講）したことがない場合 2 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内（通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国）で実施（開講）したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合

第2 「実績枠」での選定

申請時に、「過去1年間」（2ページの1）において、申請する機構支部から「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式 A-10）」が通知された同一分野の求職者支援訓練の訓練科（通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、申請する

機構支部以外から様式 A-10 が通知された同一分野の求職者支援訓練の訓練科を含む(注 1))のうち、雇用保険適用就職率の適用日が直近のものから順に 3 科分 (3 科未満であれば全ての訓練科) (注 2) の「就職率」(2 ページの 2) 及び多面的な要素を基に「選定点数」(3 ページの 3) を算出し、その点数の高い訓練科から順に選定します (7 ページの 4)。

(注 1) e ラーニングコースを申請する場合の「新規扱い」の取扱いの変更については、令和 6 年 7 月 1 日以降に開始する訓練から適用されます。

(注 2) 雇用保険適用就職率の適用日が同日の訓練科が複数あり、直近のものから順に 3 科を選択できない場合は、以下の事例のように選択してください。

(例) 令和 2 年 12 月 31 日が訓練科 A 及び B の適用日 → A 科及び B 科の 2 科を選択。
令和 2 年 11 月 30 日が訓練科 C 及び D の適用日 → C 科又は D 科から任意の 1 科を選択。

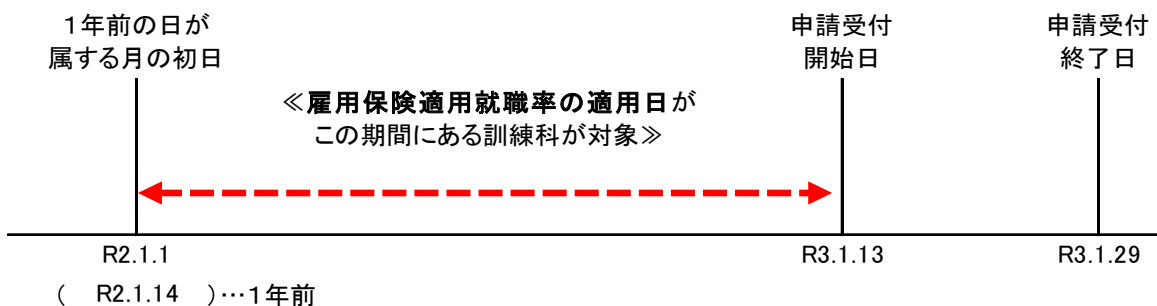
1 「過去 1 年間」について

過去 1 年間とは、申請受付開始日の 1 年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までのことを言います。この期間内に雇用保険適用就職率の適用日がある同一分野の求職者支援訓練が対象となります。

なお、求職者支援訓練を申請しようとする都道府県において、過去に今回申請しようとする訓練科と同一分野の訓練科で就職状況報告書等を提出期限までに機構支部に提出していない訓練科がある場合には、認定を受けられない場合があります。

詳しくは、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」の第 6、1、(6) 又は (7) をご参照ください。

【例】〈申請受付期間〉令和 3 年 1 月 13 日から 1 月 29 日まで



2 「就職率」について

「就職率」のうち、雇用保険適用就職率とは、就職状況報告書等を基にハローワーク及び労働局により、雇用保険の加入状況等を確認し、機構支部が次の計算式によって算定した率のことをいい、選定において主たる評価要素となります。

また、その他就職率は、就職状況報告書等を基にハローワーク及び労働局により、雇用保険が適用される就職以外の就職（ただし、雇用契約期間が 7 日未満の短期間の雇用の就職は除く。）も含めて機構支部が次の計算式によって算定した率のことをいい、選定において多面的な評価要素の一つとなります。

雇用保険適用就職者数（65 歳以上の者を除く）	
雇用保険適用就職率＝	修了者＋中途退校者（就職理由） －実践コース又は公共職業訓練受講中又は決定者（基礎コースのみ）（注） －修了者及び中途退校者（就職理由）のうち、65 歳以上の者
その他就職率適用就職者数	
その他就職率＝	修了者＋中途退校者（就職理由） －実践コース又は公共職業訓練受講中又は決定者（基礎コースのみ）（注）
（注）基礎コースにおける雇用保険適用就職率及びその他就職率を算出するにあたり、実践コース又は公共職業訓練受講中の者又は受講決定者は分母から除きます。	

《提出書類》認定様式第 14 号「過去 1 年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」

3「選定点数」について

重要！

認定様式第14号「過去 1 年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」で提出のあった就職率（上記 2）を主たる評価要素とし、それに加えて、①申請された訓練の内容や質、②質の向上に取り組んでいる等の運営体制、③受講者評価、雇用保険が適用される就職以外の就職も含めた就職率（その他就職率）の実績などの多面的な評価要素を加味して以下のとおり当機構において選定点数を算定し、それを元に訓練科を選定します。

（1）主たる評価要素

平均就職率の小数点第 2 位以下を切り捨て、点数化します。【最高 100 点】

（同一分野の訓練科のうち、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の 1 年前の日が属する月の初日までのうち直近のものから順に 3 科分を選択し、その平均の就職率を使用することになります。）

（2）多面的な評価要素

上記（1）の点数に次の多面的な要素について加点します。【最高 100 点】

- ① 申請された訓練の内容や質
 - イ 地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容
 - ロ 企業実習の設定
- ② 質の向上に取り組んでいる等の運営体制
 - イ 就職支援責任者が取得している資格
 - ロ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み
 - ハ 公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得
- ③ 受講者評価、雇用保険が適用される就職以外の就職（その他就職率）も含めた就職率の実績
 - イ 受講者アンケートの結果

- その他就職率
- ④ 苦情等の有無（減点）
過去に実施した求職者支援訓練の苦情の有無やその対応等
- ⑤ その他
託児サービス付き訓練としての設定

① 申請された訓練の内容や質【計 30 点】

評価要素		評価の観点		評価点
イ	地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容（地域における訓練科設定の背景・ねらい）	(イ)	地域において特定の分野の訓練が不足している場合等で、労働局・自治体の要請を受けて訓練科を設定している（※1）。	20 点を加点
		(ロ)	求人ニーズを踏まえて訓練科を設定し、訓練実施機関による分析結果（ハローワーク情報を含む。）が記載されている。	5 点を加点
□	企業実習の設定（実践コースのみ）	訓練時間総合計の10%以上20%未満（※2）で企業実習を設定している。		5 点を加点

※1 加点対象となる要請は、当該訓練科の認定申請（設定）のために労働局・自治体から行われた要請であること。そのため、一度の要請で加点することが出来るのは一度限りであること。

※2 法令等の基準により企業実習の必須時間が定められている場合（当該基準等により定められている最低時間数を上限とする）は、20%以上の設定であっても加点すること。

② 質の向上に取り組んでいる等の運営体制【計 25 点】

評価要素		評価の観点		評価点
イ	就職支援責任者が取得している資格（(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合には(イ)のみ加点）	(イ)	1 級又は 2 級キャリアコンサルティング技能士である。	10 点を加点
		(ロ)	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタントである。	5 点を加点
□	民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み	過去 1 年間（※1）に職業訓練サービスの質の向上に向けた取り組みとして、職業訓練サービスガイドライン研修受講者が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」を作成して検証等（※2）を行っている。		5 点を加点

ハ	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を取得している（※３）	10 点を加点
---	------------------------------------	--	---------

※１ 申請受付開始日の１年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間（２ページの１と同じ。）。

※２ 自己診断表の「自己診断」「対策の実現性」「目処」のすべてが記載されている場合に検証等を行っているものと判断します。

記載方法の詳細につきましては、別紙「サービスガイドラインに基づく自己診断表の作成に当たっての留意点」をご参照ください。

※３ 訓練実施施設がサービスガイドライン適合事業所認定の対象となっていることが必要です。

③ 受講者評価、雇用保険が適用される就職以外の就職も含めた就職率の実績
【計４０点】

評価要素		評価の観点	評価点
受講者アンケートの結果（修了者評価）		選定に用いる訓練科の受講者アンケート（※１）の評価の平均点に応じて次のとおり加点すること。	20 点満点 で加点
		平均点	加点点数
		～4.4 点	0 点
		4.5 点	10 点
		4.6 点	12 点
		4.7 点	14 点
		4.8 点	16 点
		4.9 点	18 点
		5.0 点	20 点
ロ 其他就職率		認定様式第 14 号「過去 1 年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」で提出のあった其他就職率（※２）を以下の計算式により点数化すること（小数点以下切り捨て）。	15 点満点 で加点
		其他就職率（％）× 15/100	
ハ	地域における訓練提供	認定様式第 14 号「過去 1 年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」に記載されている訓練科が申請しようとする都道府県の実績を含む場合	5 点を加点

※１ 雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の１年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間（２ページの１と同じ）に該当する訓練科について、修了者が公共職業安定所

に提出した受講者アンケート（様式 A-30（令和 7 年 4 月 1 日以降に開講する訓練コースについては、様式 A-30-1 及び様式 A-30-2）で、都道府県労働局を経由して機構支部に送付されたものとなります（認定様式第 14 号で申請された訓練科と同一であること）。

- ※ 2 「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式 A-10）」で通知されたその他就職率で、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の 1 年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間にあることが必要です。

④ その他【5 点】

評価要素	評価の観点	評価点
託児サービス付き訓練としての設定	託児サービス付き訓練として設定している。（※）	5 点を加点

※ 託児サービス対応訓練は加点対象となりません。

⑤ 苦情等の有無（減点）

申請受付開始日の 1 年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの間に、機構支部より減点通知があった場合に減点されます。

なお、減点通知は、訓練実施機関に対して行われます。また、減点の範囲については以下【減点の範囲】を参照してください。

【減点の範囲】 ○：減点対象、－：減点対象外

申請しようとする訓練形態・都道府県 減点通知を受けた都道府県（※）	通所・オンライン		e ラーニング	
	A 県	B 県	A 県	B 県
A 県	○	－	○	○
B 県	－	○	○	○

※ 減点通知を受けた訓練形態は通所、オンライン、e ラーニングを問わないこと。

評価要素	評価の観点	評価点
過去に実施した求職者支援訓練の苦情の有無やその対応等（※ 1）	イ 苦情や実施状況確認等により不適切な事案が発覚し、当機構から改善指導を受けたことがある。	10 点を減点（※ 2、※ 3）
	ロ 認定基準に係る内容について、当機構から指導を受けたことがある。	100 点を減点（※ 3）

※ 1 職業能力開発講習の委託先や企業実習先に対する苦情や指摘事項を含みます。

※ 2 改善指導が複数件ある場合は、10 点減点が累積する場合があります。

※ 3 上記イ及びロの減点期間が重複する場合は、合計した点数が評価点から減点されます。

《提出書類》認定様式第 15 の 1 号「選定における加点要素確認表（実績枠）」

内容を確認するために必要となる書類の提出がない場合には加点対象とはなりません。

《選定点数の算出例》

評価要素		機関 A		機関 B	
(1)	平均の就職率	65.00%	65.0 点	80.00%	80.0 点
(2)①イ	地域の求人ニーズ	労働局要請	+20 点	—	0 点
(2)①ロ	企業実習(実践コースのみ)	—	0 点	15%設定	+5 点
(2)②イ	就職支援責任者	2 級技能士	+10 点	キャリアコンサルタント	+5 点
(2)②ロ	職業訓練サービス質向上のための取り組み	—	0 点	自己診断表作成	+5 点
(2)②ハ	サービスガイドライン適合事業所認定	—	0 点	—	0 点
(2)③イ	受講者アンケート	平均 4.2 点	0 点	平均 4.6 点	+12 点
(2)③ロ	その他就職率	75.00%	+11 点	100.00%	+15 点
(2)④	その他	設定あり	+5 点	設定なし	0 点
(2)⑤	苦情等	—	0 点	複数回の改善指導あり	-20 点 ※10+10 点の減点
選定点数		—	111.0 点	—	102.0 点

4 選定点数による順位付け

選定点数の高い機関から認定上限値を埋めていった結果、認定上限値より選定機関の定員が多い場合は、必要に応じて、その機関が認定上限値の残数内に収まるように定員の調整を当機構から依頼します。（認定上限値の残数が少ない場合には、調整を依頼しない場合があります。）

《〇〇県〇〇地域〇〇分野〔実績枠〕（認定上限値 120 名）の例》

順位	機関	選定点数	定員	※1	認定上限値	選定結果 (定員の累計)
1	機関 A	116.0	30 人		120 人	○ (30 人)
2	機関 B	110.0	25 人		※2	○ (55 人)
2	機関 B	85.0	25 人			○ (80 人)
3	機関 C	75.0	30 人		※3	○ (110 人)
4	機関 D	75.0	当初 30 人 調整後 10 人		※4	○ (120 人)
5	機関 E	60.0	25 人		※5	×

※1 選定点数による順位付け。

※2 都道府県によっては、地域の事情に応じて、1 機関が申請できる訓練科数の上限数が定められている場合があります。

※3 選定点数が同点の場合、1 科当たりの雇用保険適用就職者数が多い機関を上位機関とします。（それでも同数の場合は、1 科当たりの①就職状況報告の回答者数の多い機関、②修了者数の多い機関、③申請内容が就職に資するものとして適当と機構が判断する機関順に選定。）

※4 認定上限値が120人に対し、選定点数の高い順に選定していったところ、認定上限値の残数が10人となりました。

対して、次点の機関Dの申請定員が30人であったため、当機構から当該機関に定員見直しの調整を行った結果、定員が10人に変更されたため、機関Dも選定されました。

なお、認定後に訓練を中止できるのは、選考日の前日までであって、受講申込者が受講者定員の半数に満たない場合に限られますが、選定にあたり定員の調整を行った場合、受講者定員の半数とは調整後の定員の半数となります（この場合の受講者定員の半数は15名ではなく、5名となること。）。

※5 選定点数の高い順に選定した結果、認定上限値を充足したため実施機関Eは不選定となります。

第3「新規参入枠」での選定

重要！

1 選定点数について

①申請された訓練の内容や質、②質の向上に取り組んでいる等の運営体制などの多面的な要素を加味して以下のとおり当機構において選定点数を算定し、それを元に当機構において訓練科を選定します。【最高85点】

(1) 多面的な評価要素

- ① 申請された訓練の内容や質
 - イ 地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容
 - ロ 企業実習の設定
- ② 質の向上に取り組んでいる等の運営体制
 - イ 就職支援責任者が取得している資格
 - ロ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み
 - ハ 公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得
- ③ 公共職業訓練の実績
 - 公共職業訓練（委託訓練）の受託実績
- ④ 苦情等の有無（減点）
 - 過去に実施した求職者支援訓練の苦情の有無やその対応等
- ⑤ その他
 - 託児サービス付き訓練としての設定

① 申請された訓練の内容や質【計40点】

評価要素		評価の観点	評価点
イ	地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容（地域における訓練科設定の必要性）	(イ) 地域において特定の分野の訓練が不足している場合等で、労働局・自治体の要請を受けて訓練科を設定している（※1）。	20点を加点
		(ロ) 求人ニーズを踏まえて訓練科を設定して、訓練実施機関による分析結果（ハローワーク情報を含む。）が記載されている。	5点を加点

		新規の訓練分野へ進出する（※２）。 具体的には次のいずれにも該当する場合。 ・申請を行おうとする都道府県において、他の訓練分野で実績枠での申請を行うことができる就職実績を有しているものの、申請日時点において開講したことのない訓練分野で申請する。 ・上記（イ）又は（ロ）に該当する。	10 点を加点
□	企業実習の設定 （実践コースのみ）	訓練時間総合計の 10%以上 20%未満（※３）で企業実習を設定している	5 点を加点

※１ 加点対象となる要請は、当該訓練科の認定申請（設定）のために労働局・自治体から行われものであること。そのため、一度の要請で加点することが出来るのは一度限りであること。

※２ 加点は同一都道府県の同一分野において一度限りとなります。

ただし、一度加点された場合であっても、不選定となった場合や認定された訓練科が開講前に中止となり機構支部が求職者支援訓練中止届（様式 A-23）を受理している場合には、申請時に再度加点対象となります。なお、同時に複数の訓練科を申請している場合の加点対象は任意の 1 科となります。

※３ 実習促進奨励金の特例措置の適用を希望する訓練コースを申請する場合又は法令等の基準により企業実習の必須時間が定められている場合（当該基準等により定められている最低時間数を上限とする）は、20%以上の設定であっても加点すること。

② 質の向上に取り組んでいる等の運営体制【計 25 点】

評価要素		評価の観点		評価点
イ	就職支援責任者が取得している資格 （（イ）及び（ロ）のいずれにも該当する場合には（イ）のみ加点）	（イ）	1 級又は 2 級キャリアコンサルティング技能士である。	10 点を加点
		（ロ）	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタントである。	5 点を加点
ロ	民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み	過去 1 年間（※１）に職業訓練サービスの質の向上に向けた取り組みとして、職業訓練サービスガイドライン研修受講者が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」を作成して検証等（※２）を行っている。		5 点を加点

ハ	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を取得している（※３）	10 点を加点
---	------------------------------------	--	---------

※１ 申請受付開始日の１年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間（２ページの１と同じ。）。

※２ 自己診断表の「自己診断」「対策の実現性」「目処」まで記載されている場合に検証等を行っているものと判断します。

記載方法の詳細につきましては、別紙「サービスガイドラインに基づく自己診断表の作成に当たっての留意点」をご参照ください。

※３ 訓練実施施設がサービスガイドライン適合事業所認定の対象となっていることが必要です。

③ 公共職業訓練の実績【計１５点】

評価要素	評価の観点	評価点
公共職業訓練（委託訓練）の受託実績	申請を行おうとする都道府県において、過去１年間（※１）に終了する委託訓練（※２）を受託した実績を有する機関のうち、契約件数の多い順に１５点、１０点、５点を加点する。	15 点満点で加点

※１ 申請受付開始日の１年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間（２ページの１と同じ。）。

※２ 訓練内容及び期間は問いませんが、適切に終了した訓練科が対象となります。

④ その他【５点】

評価要素	評価の観点	評価点
託児サービス付き訓練としての設定	託児サービス付き訓練として設定している。（※）	５点を加点

※ 託児サービス対応訓練は加点対象となりません。

⑤ 苦情等の有無（減点）

申請受付開始日の１年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの間に、機構支部より減点通知があった場合に減点されます。

なお、減点通知は、訓練実施機関に対して行われます。また、減点の範囲については以下【減点の範囲】を参照してください。

【減点の範囲】 ○：減点対象、－：減点対象外

申請しようとする訓練形態・都道府県 減点通知を受けた都道府県（※）	通所・オンライン		e ラーニング	
	A 県	B 県	A 県	B 県
A 県	○	－	○	○
B 県	－	○	○	○

※ 減点通知を受けた訓練の形態は通所、オンライン、e ラーニングを問わないこと。

評価要素	評価の観点	評価点
過去に実施した求職者支援訓練の苦情の有無やその対応等（※１）	イ 苦情や実施状況確認等により不適切な事案が発覚し、当機構から改善指導を受けたことがある。	10 点を減点（※２、※３）
	ロ 認定基準に係る内容について、当機構から指導を受けたことがある。	100 点を減点（※３）

※１ 職業能力開発講習の委託先や企業実習先に対する苦情や指摘事項を含みます。

※２ 改善指導が複数件ある場合は、10 点減点が累積する場合があります。

※３ 上記イ及びロの減点期間が重複する場合は、合計した点数が評価点から減点されます。

《提出書類》認定様式第 15 の 2 号「選定における加点要素確認表（新規参入枠）」

※ 内容を確認するために必要となる書類の提出がない場合には加点対象とはなりません。

2 選定点数による順位付け

選定点数の高い機関から認定上限値を埋めていった結果、認定上限値より選定機関の定員が多い場合は、必要に応じて、その機関が認定上限値の残数内に収まるように定員の調整を当機構から依頼します。（認定上限値の残数が少ない場合には、調整を依頼しない場合があります。）

《〇〇県〇〇地域〇〇分野【新規参入枠】（認定上限値 50 名）の例》

順位	機関	選定点数	定員	認定上限値	選定結果 (定員の累計)
1	機関 F	60 点	25 人	50 人 ※1	○ (25 人)
2	機関 G	50 点	20 人		○ (45 人)
3	機関 H	50 点	15 人		× ※3
4	機関 I	40 点	30 人	※2	

※１ 選定点数に基づく順位付け。

※２ 選定点数が同点の場合、上記 1（１）の①から③の順に評価点の合計点数が多い訓練科を優先して選定することとします。

（それでも順位が付かない場合は、求人ニーズ等から選定することが適当と機構が判断した訓練科から選定します。）

※３ 認定上限値 50 人に対し、上位の 2 機関まで選定していったところ、認定上限値の残数が 5 人となった。対して、次点の実施機関 H の定員が 15 人であったので、当該機関に定員見直しの調整を行わずに選定を終えたケース。

サービスガイドラインに基づく自己診断表の作成に当たっての留意点

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」（以下、自己診断表といいます。）は、民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上に向けた取り組み状況を自己診断（確認）し、サービスや事業改善のために改善が必要な事項の「見える化」を目的として、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（以下、ガイドラインといいます。）に基づき作成することとされています。

自己診断表の作成にあたっての留意点について、以下のとおり取りまとめましたので、ご活用ください。

（自己診断表の記載方法）

1. 「自己診断」… ガイドラインの指針に対する自己診断を実施し、以下の形式で記載する。
 - ・「◎：できている」… 確認事項を満たしている。
 - ・「○：一部できている」… 取り組んではいるものの不十分である。
 - ・「△：課題として理解」… 必要性を理解しているものの取り組めていない。
 - ・「×：課題として認識をしていない」… そもそも必要性を認識していなかった。
 - ・「－：適用外」… 自身の提供する職業訓練サービスガイドラインにおいては該当しない確認事項である。
2. 「対策の実現性」… 自己診断において取組が不十分な場合（自己診断で「○」「△」「×」が記載）に将来的に対応が可能であるかの想定を以下の形式で記載する。
 - ・「◎：容易に実現できる」… 速やかに対策が実行できる。
 - ・「○：可能である」… 実現が可能であり、比較的短時間で実行できる。
 - ・「△：困難である」… 計画的な対策が必要となる。
 - ・「－：予測できない」… 対策が実行できる可能性を見出せない「目 処」… 対策が完了すると想定する時期を記載する。
3. 「対策の結果」… 不十分であったと診断した後に講じた対策の結果として、取り組みがどのように変化したかを以下の形式で記載する。

なお、この項目は自己診断当日に記載せずに、対策の目処として記載した時期に確認をし、計画した改善策の結果確認として活用する。

 - ・「◎：対策完了」… 計画に沿って取り組み、整備された。
 - ・「○：一部対応完了」… 計画に沿って取り組み、整備された。
 - ・「△：対応不十分」… 計画に沿って取り組むことが不十分で、整備されいない。
 - ・「－：未対応」… 計画を実行していない。
4. 「エビデンスの名称」… 自己診断表の確認事項ごとに、結果の証拠・根拠となる資料や書類等の名称を記載する。

なお、資料や書類等は、常に最新のものを記載し、維持及び更新が必要な資料や書類等をエビデンスとする場合、その作成日又は改定日を記載する。自己診断にて「適用外」と判断した項目は、「－」を記載する。

「エビデンスの管理」… エビデンスが適切に管理されているかを確認し、以下の形式で記載する。
 - ・「○：対応完了」… エビデンスの管理を行なっている。
 - ・「△：未対応」… エビデンスの管理を行なっていない。
 - ・「－：提要外」… 自身の提供する職業訓練サービスには該当しない確認事項である。

〈参考：民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表記載例〉

(記載例)

① 各項目について自己診断「◎、○、△、×、－」を記載します。

② 自己診断で「○、△、×」を付けた項目について、対策が実行できるか記入「◎、○、△、－」し、対策完了の目処となる時期を記載します。

③ 不十分であった項目に対して講じた対策の結果、どのように変化したのかを記載します
(この項目は自己診断当日に記載せずに対策の目処として記載した時期に確認をし、計画した改善策の結果確認として活用します)。

④ 自己診断の結果の証拠・根拠となる書類の名称を記載し、書類が適切に管理されているか記載「○、△、－」してください。

ガイドライン 参照項番	確認事項	① 自己診断	② 対策の実現性 目処	③ 対策の 結果	④ エビデンスの名称（作成日/改訂日）	エビデンス の 管理	備考・メモ （取り組みが不十分であった点や 今後の対応策についての記載等 自由にお使いください）
3.1	職業訓練のニーズ等の明確化（ガイドライン本文 P12～P15）						
3.1.1 ニーズ等の把握	(1) 社会の景気動向や雇用情勢等の情報を把握していますか？	×	△ 2018.4			△	不備：全く意識していなかった
	(2) 地域の業界団体や事業所等のニーズを把握していますか？	○	◎ 2018.4		営業ヒアリングマニュアル（2017.10.10 改訂） 営業ヒアリング結果報告書（2016.1.15 作成）	○	マニュアルで定めている時期にヒアリングが実施されておらず、エビデンスが更新されていなかった
	(3) 受講予定者等のニーズを把握していますか？	◎			受講予定者ヒアリングマニュアル（2017.8.8 作成） 受講予定者ヒアリング結果報告書（2017.7.1 作成）	○	
	(4) 多様な特性（国籍、言語や文化の違い、読み書き能力、障害等）を考慮して、関係するニーズ等を把握していますか？	△	○ 2018.6		受講予定者ヒアリングマニュアル（2017.8.8 作成）	○	受講予定者の多様な特性に関するヒアリングについて、マニュアルに記載されていない
	(5) ニーズ等を継続的に把握する仕組みを明確にしていますか？	◎	◎		営業ヒアリングマニュアル（2017.10.10 改訂） 受講予定者ヒアリングマニュアル（2017.8.8 作成）	○	

【自己診断】・・・◎：できている ○：一部できている △：課題として理解 ×：課題として認識をしていない －：適用外

【対策の実現性】・・・◎：容易に実現できる ○：可能である △：困難である －：予測できない

【対策の結果】・・・◎：対応完了 ○：一部対応完了 △：対応不十分 －：未対応

【エビデンスの管理】・・・○：対応完了 △：未対応 －：適用外